

## 【第4回 大竹市クーポン券発行事業】

# 取扱事業者 募集要項

### 1 事業の目的

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた市民の負担の軽減図ることを目的として、クーポン券発行事業を実施します。

### 2 事業の内容

#### (1) 事業の概要 (現時点の予定)

**①名 称** コイちゃんクーポン (以下「クーポン券」という。)

**②発 行 者** 大竹市

**③発行内容** 約 50 万枚 (市民 1 人につき額面 500 円値引き券×20 枚)

**④使用期間** クーポン券の到着～令和 8 年 5 月 31 日 (日) (予定)

※クーポン券は 2 月中旬から順次郵送を開始する予定で、届き次第使用可能とします。

**⑤送付対象者** 全市民

※令和 8 年 1 月 31 日において市の住民基本台帳に登録されている者

**⑥使用方法** 税込み 1,000 円毎の支払いで、クーポン券 1 枚使用

※お買物 1 回当たりの使用枚数に制限はありません。

**⑦取扱事業者** 参加資格を満たす事業者であって、大竹市が取扱事業者として登録したもの



## (2) クーポン券の使用対象にならないもの

- ①出資や債務（振込手数料など）の支払い
- ②有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、お米券、図書カード、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③現金との換金
- ④たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む。）
- ⑤当せん金付証票法第2条に規定する当せん金付証票
- ⑥社会保障制度（医療や介護等）の一部負担金
- ⑦市指定のごみ袋
- ⑧事業活動に使用する原材料、機器類及び仕入商品等の調達
- ⑨土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑩会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもので、有効期限等が令和8年5月31日を超えるもの

※使用料、賃借料、会費等の場合、3月から5月までの3か月分は、使用可能ですが、この期間を超えるものには使用できません。また、クーポンの使用期間の関係から支払日は5月31日までとします。

- ⑪風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る支払い
- ⑫特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑬その他、各取扱事業者が指定するもの

### 3 取扱事業者の募集概要

#### (1) 参加資格

大竹市内に店舗等が所在する事業者で、クーポン券の使用を大竹市内の店舗等のみに制限できる事業者とする（申込時に、8ページに掲載の誓約事項に同意が必要です）。

ただし、次の①から⑩のいずれかに該当する事業者等は、除きます。

- ①風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③『2 大竹市クーポン券発行事業についての（2）クーポン券の使用対象にならないもの（※2ページ掲載）』に記載する取引、商品のみを取扱う事務所・店舗等
- ④大竹市の競争入札等指名除外の措置を受けている事業者
- ⑤地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法第247条の規定に基づく公訴を提起されている事業者等
- ⑥役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である事業者
- ⑦暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している事業者
- ⑧役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している事業者
- ⑨役員等が暴力団・暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- ⑩役員等が暴力団・暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

## (2) 特別取扱事業者

取扱事業者のうち次の①から⑥のいずれかに該当する事業者は、特別取扱事業者（クーポン券のうち、中小事業者のみ使用可能であるクーポン券（青色のクーポン券）が使用できない事業者）とします。

- ①資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える取扱事業者であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。
- ②資本金の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える取扱事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- ③資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える取扱事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- ④資本金の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超える取扱事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- ⑤大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- ⑥その他市長が指定するもの

## (3) 取扱事業者の責務・留意事項等

- ①クーポン券取扱事業者であることが明確になるよう、PRグッズ（のぼりや店頭掲示物等）を使用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ②**特別取扱事業者は、中小事業者のみ使用可能であるクーポン券（青色のクーポン券）を取り扱わないでください。**
- ③使用者から受け取るクーポン券に問題がないか確認してください。  
なお、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。  
また、その旨を大竹市総務部産業振興課商工振興係（Tel:59-2131）に報告してください。
- ④使用期間中（令和8年3月上旬から令和8年5月31日まで）における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポン券のみ換金可能です。
- ⑤使用期間以降（令和8年6月1日以降）にクーポン券を使用させないでください。また、使用期間を過ぎた未使用のクーポン券は、受け取らないでください。（受け取った場合も店舗で処分しないでください。）

⑥クーポン券は、税込み 1,000 円毎の支払いにつき 1 枚受け取り、1,000 円未満の支払いでは、クーポン券を受け取らないでください。

※なお、1 回当たりのクーポン券の使用枚数については、制限はありません。

【クーポン券の使用例】

- ・ 0 円 ~ 999 円 … クーポン券は使用できません。
- ・ 1,000 円 ~ 1,999 円 … クーポン券 1 枚 ( 500 円値引き)
- ・ 3,000 円 ~ 3,999 円 … クーポン券 3 枚 ( 1,500 円値引き)
- ・ 12,000 円 ~ 12,999 円 … クーポン券 12 枚 ( 6,000 円値引き)
- ・ 40,000 円 ~ 40,999 円 … クーポン券 40 枚 (20,000 円値引き)

⑦クーポン券の換金、売買を行わないでください。

⑧クーポン券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、大竹市は責を負いません。

⑨クーポン券に関して大竹市が調査する場合は、その調査に応じてください。また警察や税務機関等の公的機関から情報提供を求められた場合は、大竹市が情報提供することに同意していただきます。

⑩クーポン券発行事業の運営にご協力ください。

## (4) 申込から登録まで

### ①申込方法

取扱事業者の登録を希望する事業者は、この「募集要項」を確認の上、大竹市クーポン券取扱事業者登録申込書（以下「登録申込書」という。）に必要事項を記入し、大竹商工会議所に申し込んでください（申込費用：無料）。

※令和8年12月16日付けで市が発出した「第4回コイちゃんクーポンの取扱事業者募集のご案内」による申込みは、市産業振興課に申込書を提出してください。

### ②申込期限

令和8年4月30日（木）

※クーポン券と一緒に全市民に配付する予定の「コイちゃんクーポン取扱事業者一覧」  
への掲載は、令和8年1月9日（金）までに申し込んだ事業者とします（1月9日（金）  
以降に申し込んだ事業者も、大竹市と大竹商工会議所のホームページで公開します。）。

### ③登録・承認

大竹市は、申込内容を審査し、取扱事業者の登録を承認した者に対し、取扱事業者登録証明書を交付します。

※登録証明書の交付は、2月上旬になる予定です。

※申し込み内容に虚偽等があった場合、承認を取り消すことがあります。

#### 4 その他留意事項

取扱事業者の申込みを行う際は、次の事項に留意してください。

- ①登録証明書の交付と併せて「取扱事業者マニュアル」を送付します。
- ②取扱事業者には、のぼり及び店頭掲示物を配付します。配付方法については、「取扱事業者マニュアル」を確認してください。
- ③クーポン券の換金は4月以降に定期的に実施します。換金の申込期限、入金予定日など具体的な換金方法については、「取扱事業者マニュアル」を確認してください（換金に係る手数料は、無料です）。
- ④「募集要項」に違反する行為が認められた場合は、クーポン券の換金を拒否したり、取扱事業者の承認を取り消したり、損害が生じた場合は損害賠償金を請求することがあります。
- ⑤「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、その都度、大竹市において対応を決定し、ホームページ等でお知らせします。
- ⑥クーポン券事業用にデザインされたクーポン券の肖像使用を含む広報告知物・提出物等は、事前に大竹市の承認が必要となります。
- ⑦大竹市の方針などにより、内容が変更される可能性があります。

#### 5 お問い合わせ先

大竹市クーポン券発行事業に係るお問い合わせは、平日9時30分から17時（土・日・祝日を除く。）に次のところで受け付けます。

◎取扱事業者の募集・換金等について

⇒大竹商工会議所（TEL52-3105）

◎クーポン券発行事業の全般について

⇒大竹市総務部産業振興課（TEL59-2131）

## 誓約事項

取扱事業者の登録申込時には、次の事項の全てを遵守することを誓約していただきます。

- ①クーポン券の換金や1,000円の支払いごとの値引き以外の対応を行いません。
- ②クーポン券を使用できない商品に対して、クーポン券での値引きを受け付けません。
- ③クーポン券の再販、再流通、偽造、悪用、濫用はいたしません。
- ④クーポン券を紛失・毀損した場合は、責任を負います。
- ⑤クーポン券の使用期間中は、取扱事業者（特別取扱事業者）として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- ⑥大竹市クーポン券発行事業実施要綱に規定するクーポン券の取扱事業者（特別取扱事業者）の責務を遵守します。
- ⑦クーポン券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、取扱事業者（特別取扱事業者）側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑧クーポン券の取扱いに対して大竹市からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- ⑨店舗名・所在地・電話番号・業種等の公表（ホームページ・チラシ等に掲載）について同意します。
- ⑩登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている店舗等」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、「公序良俗に反する店舗等」、「反社会的勢力が経営に実質的に関与している店舗等」ではありません。
- ⑪大竹市クーポン券発行等事業に関して大竹市が調査する場合は、その調査に応じます。また、警察や税務機関等の公的機関から情報提供を求められた場合は、大竹市が情報提供することに同意します。
- ⑫登録申込書に記載した事項について、大竹市と大竹商工会議所が情報を共有することに同意します。

※ 「クーポン券」とは、大竹市クーポン券発行事業実施要綱に規定されたクーポン券（コイちゃんクーポン）のことです。